

第 2 号議案

静岡市みどり条例に基づく
保存樹木等の指定について

保存樹木等に関する関係条例

○静岡市みどり条例（抜粋）

（保存樹木等の指定）

第10条 市長は、基本理念にのっとり、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域の区域内（以下「都市計画区域内」という。）において、特に保存する必要があるものとして規則で定める基準に適合する樹木又は樹木の集団（以下「樹木等」という。）を、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 略

3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ樹木等の所有者等の承諾を得るものとする

4 市長は、第1項又は第2項の規定により、保存樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめ、第26条に規定する静岡市みどり審議会の意見を聴かなければならない。

5～6 略

（指定の除外）

第11条 前条の規定は、樹木等のうち他の法令の規定により既に保存が図られているものとして規則で定めるものについては、適用しない。

○静岡市みどり条例施行規則（抜粋）

（保存樹木等の指定基準）

第4条 条例第10条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

（1）樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、地域に親しまれ、その保存及び継承が重要と認められるもの

ア1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上あるもの

イ樹高が15メートル以上あるもの

ウ株立ちした樹木で、高さが3メートル以上あるもの

エはん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上あるもの

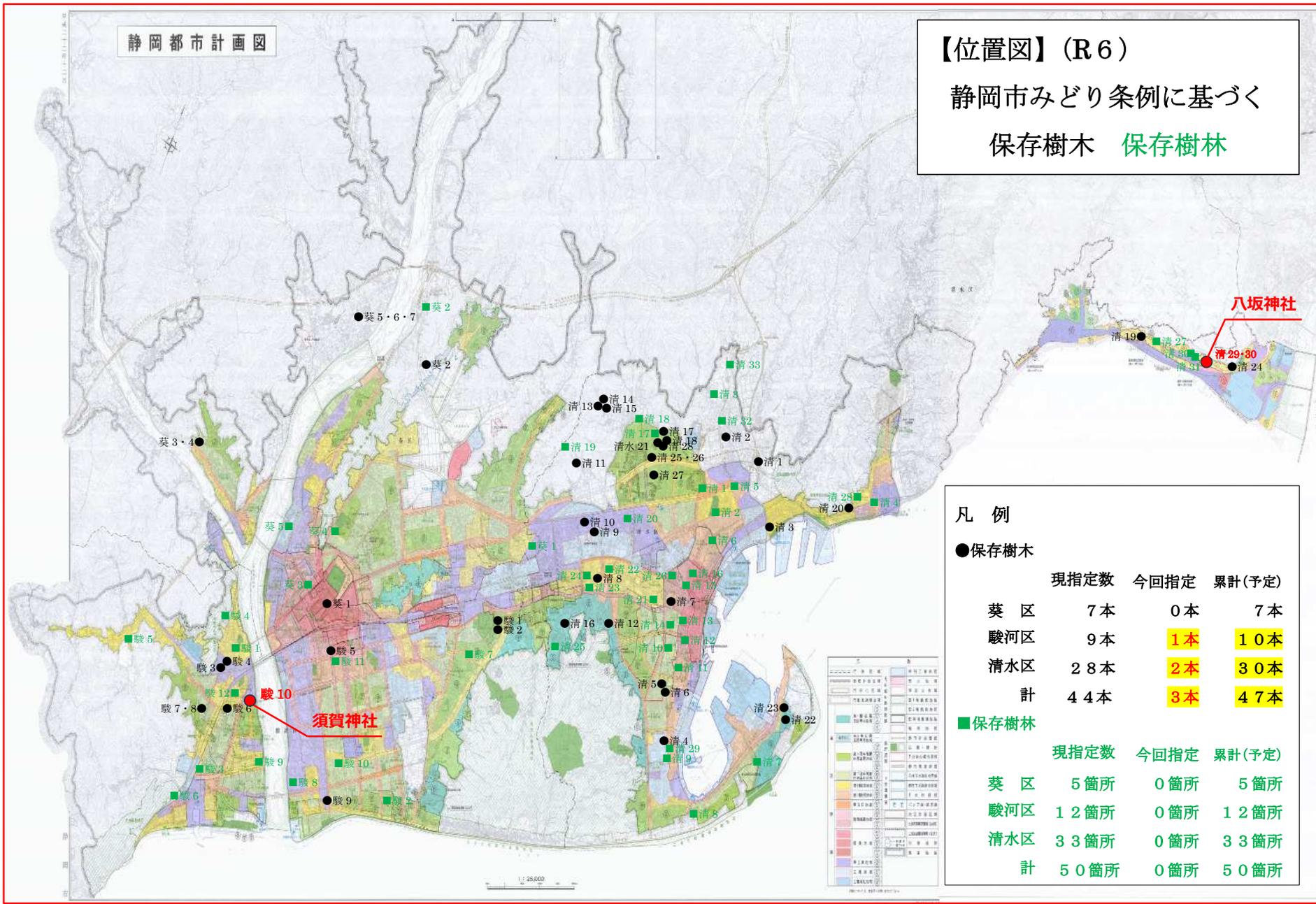
（2）樹木の集団については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、地域に親しまれ、その保存及び継承が重要と認められるもの

ア樹木の集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であるもの

イ生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上あるもの

【位置図】(R6)

静岡市みどり条例に基づく
保存樹木 保存樹林



凡例

●保存樹木

	現指定数	今回指定	累計(予定)
葵区	7本	0本	7本
駿河区	9本	1本	10本
清水区	28本	2本	30本
計	44本	3本	47本

■保存樹林

	現指定数	今回指定	累計(予定)
葵区	5箇所	0箇所	5箇所
駿河区	12箇所	0箇所	12箇所
清水区	33箇所	0箇所	33箇所
計	50箇所	0箇所	50箇所

樹木・駿第 10 号 須賀神社

1. 樹木等の情報

指定種別	樹木
指定番号	駿 10
樹 種	クスノキ
推定樹齡	不明
樹 高	25m
幹の周囲	6.0m
育成状況	良好
植栽環境	良好
所在地	駿河区東新田一丁目 16-12
現 況	須賀神社
用途地域	準工業地域

2. 申請者

肩 書	東新田自治会
氏 名	会長 唐紙 眞幸
住 所	*****
電話番号	*****

3. 推薦者

自治会名	東新田自治会
職・氏名	会長 唐紙 眞幸

4. 特記事項

なし

5. 保存樹木等の指定基準（静岡市みどり条例第 4 条）※いずれかに該当すること

ア. 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上あるもの	○
イ. 樹高が 15m 以上あるもの	
ウ. 株立ちした樹木で、高さが 3m 以上あるもの	
エ. はん登性樹木で、枝葉の面積が 30 m ² 以上あるもの	

6. 指定の除外に関すること

文化財保護法による指定または仮指定を受けていない	○
森林法による指定を受けた保安林に属さない	○
自然公園法の区域内ではない	○
樹木保存法（都市の美観・・・）による指定を受けていない	○
景観法及び景観条例による指定を受けていない	○
国または地方公共団体による所有または管理ではない	○

7. 位置図



8. 現況写真

出典 国土地理院



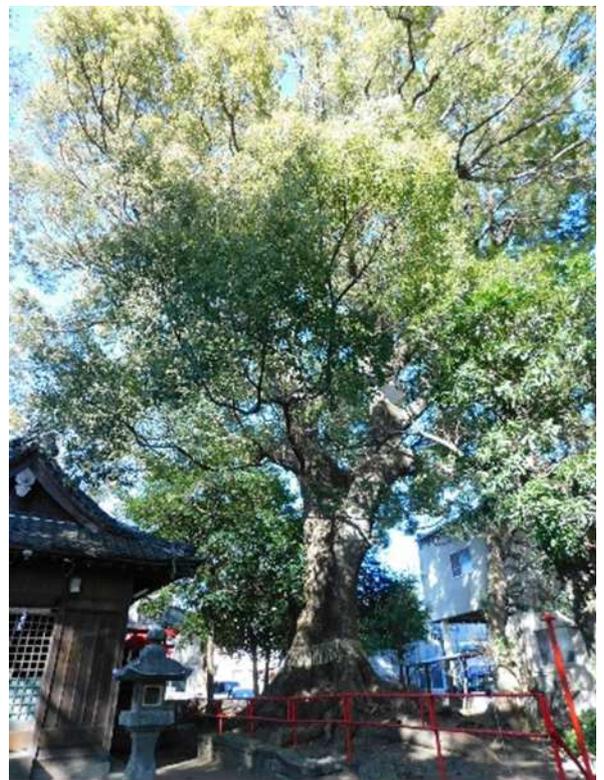
写真 南西側より



南側より（根本付近）



南側より



樹木・清第 29 号

1. 樹木等の情報

指定種別	樹木
指定番号	清 29
樹種	ソメイヨシノ
推定樹齢	80~100年
樹高	13m
幹の周囲	2.4m
育成状況	良好
植栽環境	良好
所在地	清水区蒲原二丁目 13-14
現況	八坂神社
用途地域	第一種住居地域

2. 申請者

肩書	八坂神社氏子総代長
氏名	戸塚 修清
住所	*****
電話番号	*****

3. 推薦者

自治会名	蒲原天王町自治会
職・氏名	会長 草谷 勝則

4. 特記事項

御殿山の桜開花判定の標準木である。

5. 保存樹木等の指定基準（静岡市みどり条例第 4 条）※いずれかに該当すること

ア. 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上あるもの	○
イ. 樹高が 15m 以上あるもの	
ウ. 株立ちした樹木で、高さが 3m 以上あるもの	
エ. はん登性樹木で、枝葉の面積が 30 m ² 以上あるもの	

6. 指定の除外に関すること

文化財保護法による指定または仮指定を受けていない	○
森林法による指定を受けた保安林に属さない	○
自然公園法の区域内ではない	○
樹木保存法（都市の美観・・・）による指定を受けていない	○
景観法及び景観条例による指定を受けていない	○
国または地方公共団体による所有または管理ではない	○

7. 位置図



8. 指定箇所

出典 国土地理院



写真 南東側より（開花時）



南西側より



樹木・清第 30 号

1. 樹木等の情報

指定種別	樹木
指定番号	清 30
樹 種	ソメイヨシノ
推定樹齡	80~100 年
樹 高	約 13m
幹の周囲	2.2m
育成状況	良好
植栽環境	良好
所在地	清水区蒲原二丁目 13-14
現 況	八坂神社
用途地域	第一種住居地域

2. 申請者

肩 書	八坂神社氏子総代長
氏 名	戸塚 修清
住 所	*****
電話番号	*****

3. 推薦者

自治会名	蒲原天王町自治会
職・氏名	会長 草谷 勝則

4. 特記事項

なし

5. 保存樹木等の指定基準（静岡市みどり条例第 4 条）※いずれかに該当すること

ア. 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上あるもの	○
イ. 樹高が 15m 以上あるもの	
ウ. 株立ちした樹木で、高さが 3m 以上あるもの	
エ. はん登性樹木で、枝葉の面積が 30 m ² 以上あるもの	

6. 指定の除外に関すること

文化財保護法による指定または仮指定を受けていない	○
森林法による指定を受けた保安林に属さない	○
自然公園法の区域内ではない	○
樹木保存法（都市の美観・・・）による指定を受けていない	○
景観法及び景観条例による指定を受けていない	○
国または地方公共団体による所有または管理ではない	○

7. 位置図



8. 指定箇所

出典 国土地理院



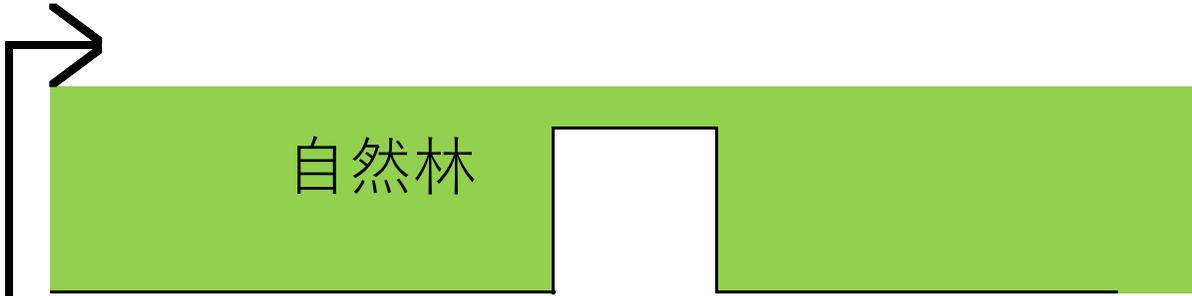
写真 南側より（鳥居左側）



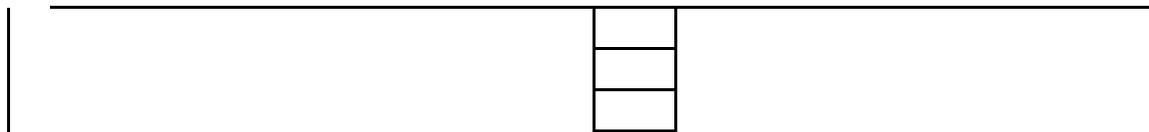
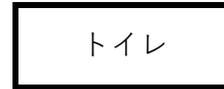
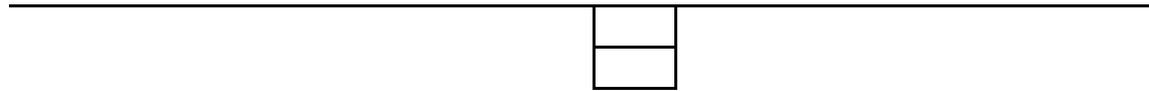
境内西側より南西方向



至御殿山



八坂神社略図



清30
○



清29
◎ 標準木

道路



●保存樹林一覧

R6.4.1現在

区	指定番号	所在地名称	所在地	樹種
葵区	1	八幡神社	葵区瀬名川三丁目	クスノキ他
	2	三輪神社	葵区下	スギ・クスノキ他
	3	神明宮	葵区屋形町	クスノキ他
	4	若宮八幡宮	葵区浅間町	クスノキ他
	5	神明宮	葵区神明町	イチヨウ他
駿河区	1	少将井神社	駿河区手越字御所	クスノキ・イチヨウ
	2	宮竹神社	駿河区高松	モチノキ他
	3	八坂神社	駿河区広野二丁目	クスノキ他
	4	向敷地神明宮神社	駿河区向敷地	クスノキ・イチヨウ他
	5	八幡神社	駿河区丸子	タブノキ他
	6	用宗浅間神社	駿河区用宗	クスノキ他
	7	聖一色浅間神社	駿河区聖一色	モチ・シイ・スギ他
	8	中島神社	駿河区中島	マツ他
	9	天満宮	駿河区下川原	クスノキ他
	10	渡神社	駿河区西島	クスノキ他
	11	津島神社	駿河区馬淵三丁目	クスノキ・イチヨウ他4種
	12	神明宮	駿河区丸子新田	エノキ・イチヨウ他5種
清水区	1	八坂神社	清水区八坂北	シイ・ヒノキ・クスノキ他5種
	2	鹿島神社	清水区西久保	シイ・クスノキ他4種
	3	豊由気神社	清水区庵原町	ケヤキ・クスノキ
	4	宗像神社	清水区興津中町	クロマツ他3種
	5	神明宮	清水区袖師町	クスノキ・シイ・モチ・イシガシ
	6	矢倉神社	清水区矢倉町	クスノキ・シイ
	7	御穂神社	清水区三保	クロマツ・クスノキ
	8	瀬織戸神社	清水区折戸一丁目	クロマツ
	9	三沢八幡神社	清水区宮加三	クロマツ他3種
	10	稲荷神社	清水区岡町	クスノキ
	11	美濃輪稲荷神社	清水区美濃輪町	クスノキ・イチヨウ・エノキ
	12	水神社	清水区富士見町	クロマツ他3種
	13	八雲神社	清水区上一丁目	クロマツ他3種
	14	上清水八幡神社	清水区上清水町	クスノキ
	15	魚町稲荷神社	清水区江尻町	クスノキ
	16	小芝八幡宮	清水区小芝町	クスノキ・ケヤキ
	17	蜂ヶ谷八幡宮	清水区蜂ヶ谷	シイ
	18	梅ヶ谷神社	清水区梅ヶ谷	カシ他5種
	19	霊山寺	清水区大内	シイ・コウヤマキ・スギ
	20	能島神社	清水区能島	シイ
	21	文珠稲荷神社	清水区桜橋	クスノキ他
	22	吉川八幡神社	清水区吉川	シイ・クスノキ他4種
	23	千手寺	清水区上原二丁目	シイ・クスノキ・ヒノキ・モチ他7種
	24	七ツ新屋八幡宮	清水区七ツ新屋	クスノキ・シイ
	25	草薙神社	清水区草薙	クスノキ・ヒノキ・マツ・スギ他
	26	白髭神社	清水区入江一丁目	クスノキ他
	27	八幡神社	清水区蒲原中	ブナ他
	28	個人	清水区興津中町	クスノキ他
	29	村松神社	清水区村松	クスノキ他
	30	和歌宮神社	清水区蒲原三丁目	ケヤキ・サクラ他9種
	31	若宮神社	清水区蒲原三丁目	ヒノキ・サクラ他4種
	32	砥鹿神社	清水区原	シイ他4種
	33	須賀神社	清水区原	シイ・スギ他5種

葵区指定樹林	5
駿河区指定樹林	12
清水区指定樹林	33
計	50